

共済会だより

December 2022
vol.259

心ウキウキ、クリスマスプレゼントは何かな？



大阪民間共済会キャラクター
“きょうちゃん”

永年会員に対する記念品の贈呈について

毎年6月30日と12月31日基準で永年会員となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、ご本人及び現在会施設からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願いいたします。
(通年受付しております)

ホームページアドレス：

<https://www.kyosaikai.or.jp/>

ホーム内の「福利厚生事業申込様式」をクリックしてください。

※ご注意

- 平成15年1月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在会を証明する書類の添付は不要です。
- 平成15年1月より前に退職されていた場合は本会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在会していたことを証明する書類をお願いすることになります。

記念品贈呈のスケジュール

- 1月初旬 集計・準備
- 1月末 今回対象者リスト(施設長宛)発送
- 2月初旬 記念品(施設長宛)発送
- 2月初旬～ 記念品受領書(ハガキ)回収

※対象者から「記念品受領書」(ハガキ)を回収させていただきます。

※12月末時点退職されている方は、脱退届記載の住所に記念品請求書をお送りし、お受け取り住所等を確認の上、順次発送いたします。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。
 - (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
 - (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
 - (3) 共済会会員として通期で35年に達した者ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

広報「共済会だより」 第259号

発行日:2022年12月1日

※「共済会だより」はホームページでもご覧いただけます。

●紙面に掲載の斡旋募集に際していただきます個人情報には、当該事業に関する業務以外には使用いたしません。



一般財団法人
大阪民間社会福祉事業
従事者共済会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage <https://kyosaikai.or.jp/>